

# 南の国の「ナデシコ」税理士

成功へのキセキ

## 第63回 日本人に生まれてよかった!

「日本人に生まれてよかった!」

10月22日は、多くの日本人がそう思ったに違いありません。言うまでもなく、天皇陛下の「即位礼正殿の儀」が行われた日です。

皇室のことは大好きだけど、普段の生活では、とくに關心をもっているわけではない、でも眞子さまのご結婚問題や、悠仁さまが中学に入学された時などは、雑誌やネットの記事を熱心に読む。というのが、一般的な日本人の皇室に対する関心度合いではないでしょうか。

今回のように特別におめでたい儀式があるからといって、皇居に駆けつけようとは思わないけれど、儀式の様子を流すNHKの生中継にチャンネルを合わせる。私もそんな平均的な日本人の一人です。

とはいえ、以前このコラムで書いたことがあります、私は大の神話好き。イザナギとイザナミから始まる日本の国造りや、二人の子供である天照大神から始まる神様の系図には、めっちゃ興味があります。

木花咲耶姫(コノハナサクヤヒメ)様を勝手ながら自分の守護神と決めて、夫の瓊瓊杵尊(ニニギノミコト)様と、息子の彦火火出見尊(ヒコホホデミノミコト)様を祀っている箱根神社には、我が家の家内安全を祈願し、毎年通っているほどです。

もちろん、神話の神様が現実に存在したと信じているわけではありませんし、天皇を神格化したり、取り立てて格別な存在と思っているわけではありません。

むしろ私の関心は、一人の人間として、ご自分の使命に真摯に向き合って生きていらっしゃるお姿にあります。

なんとと言っても天皇陛下には、職業選択の自由がありません。天皇家の長男として生まれてきた以上、天皇になる以外に生きる道はないのです。そのようなご自分の運命という宿命をどのように受け入れ、人生を全うしようという覚悟を決められたのか、私のような一般人には計り知れない大きなストレスがあるのだろうか—and 想像しながら、いつも拝見してきました。

今回、もっとも印象的だったのは、高御座(たかみくら)の濃い紫の幕が引かれ、黄色つばい? 赤つばい? 茶色の黄櫨染御袍(こうろぜんのごほう)を召された天皇陛下のお姿が現れた瞬間です。私と同じように、「おお、まさに太陽だ!」と衝撃を受けた人はたくさんいるのではないのでしょうか。

黄櫨染御袍については、天皇陛下にしか着用が許されていないとか、太陽を象徴していることなどが、事前にメディアで報道されていましたが、ふーん、あんまり太陽って感じはしないなーなどと思っていました。

けれど、テレビの画面に現れた天皇陛下は、まさに太陽そのもの。「日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより皇位を継承いたしました。ここに『即位礼正殿の儀』を行い、即位を内外に宣明いたします」とおことばを述べる時のお顔の表情、お声の凛々しさも、神がかったかと思っています。

やっぱり、天皇陛下は私たち一般ピープルとは別格の、特別な存在なんだと、テレビの生中継だけでなく、ネットの映像までくり返し、観てしまいました。

そして、天皇陛下の神々しさの背景には、ご自分の使命を受け入れる想像を絶する覚悟があつてのことではないのかと感じました。一人の人間としての葛藤や苦しみがあつてはじめて、天皇制が維持されているのだとしたら、私たちはもっと天皇陛下や天皇家を敬愛しなければならぬと、そんなことも考えさせられました。

もちろん戦前のような皇室利用の仕方はよくないけれど…。

同時に、秋篠宮様も皇嗣となり、皇位継承順位第一位となりました。ご自分のお気持ちはどのようにコントロールされているのか、その大変さはある意味、天皇陛下以上ではないかと推察されます。今後の法改正次第では、皇位継承順位が変わる可能性があるからです。

まだ小さい悠仁様が、ご自分の人生の覚悟を決めなければならない時期がくるまでに、きちんと法律が制定されればいいなーと、そんなことも思ったりしました。

覚悟といえば、女性皇族方の十二単衣装も、圧巻でしたねー。平安絵巻のような美しい姿は、日本人はもちろん、海外メディアにとっても衝撃的だったようです。とくにamazing!と報道されていたのは、即位礼正殿の儀式の間、皇族方がみじろぎもせず、瞬きもせず、立っていたお姿のようです。皇族に生まれたからには、当然というお覚悟が、画面からヒシヒシと伝わってくるようで、日本人であることを心から誇りに思える映像でした。

日本の皇室は、初代天皇である神武天皇から数えて126代続く、世界最古の王室なんだそうです。神武天皇が即位されたのは、紀元前660年と言われているので、

## ◆筆者 原 尚美 (はら なおみ) プロフィール

税理士。東京外国語大学卒業。TACの全日本答練(現:全国公開模試)「財務諸表論」「法人税法」で全国1位の成績を収め、税理士試験に合格。直後に出産。育児と両立させるため、1日3時間だけの会計事務所からスタートし、現在は全員女性のスタッフ約30名の規模にまで成長。一部上場企業の子会社やグローバル企業の日本子会社などをクライアントにもつ。ミャンマーに会計サービスの会社を設立し、海外進出支援にも力を入れている。著書に『小さな会社の総務・経理の仕事がわかる本』『小さな起業のファイナンス』(いずれもソーテック社)、『51の質問に答えるだけでできる「事業計画書」のつくり方(日本実業出版社)』『トコトわかる株式会社のつくり方(新星出版社)』『世界一ラクにできる確定申告(技術評論社)』『一生食っていくための士業の営業術(中経出版)』など。その他、「経理ウーマン」「デイの経営と運営」など雑誌への寄稿や、商工会議所、中小企業投資育成株式会社、日本政策金融公庫などでの、セミナー実績も多数。

2700年ぐらい続いている計算になります。

それってあなた…、今はキリストが誕生してから2019年めですから、皇室はかのキリストが生まれるずっと前から、存続していることになります。

日本書記によると、神武天皇は45歳のとき大和への遷都を目指して宮崎県の高千穂を出発し、奈良県の大和を制圧して、52歳で大和王朝の初代天皇になったのだとか…(諸説あり)。

神武天皇は実在していたか、という議論は意味がないほど(汗)、昔むかしの話なので、ソレホント?などとツッコミを入れるのは横に置いて、まあ皇室に由緒正しい歴史があるのは間違いありません(ちなみに神武天皇は、コノハナサクヤヒメ様のひ孫にあたることになっています…)

歴史といえば、バリバリの長州オンナの私にとって身近なのは、明治維新。当時、江戸幕府を倒そうと奔走していた維新の志士たちは、幕府を倒して自分たち(たとえば長州藩)が、幕府に代わって天下を取ろうとしていたわけではなく、天皇家に国家の主権を戻すという形で活動は展開されていました。

そんな歴史の一つひとつを一身に背負って、いまの天皇陛下がいらっしゃるのだなーと思うと、ため息がでます。

一方で海外には、王室が途切れてしまった国がたくさんあります。フランスのように、国内で革命がおきて、王家が途絶えてしまった国。ミャンマーのように、他国から侵略されて植民地となったため、王族が追放されてしまった国など。

先日タイに行くと、今日はマザーズデーだとかで、街中のいたるところに、美しい女性の肖像画が掲げられていました。この方は誰?と聞くと、王妃様とのこと。つまり国全体で、王妃様の誕生日をお祝いしているのです。

対して、ミャンマーにはもう、王室は残っていません。ミャンマー第2の都市であるマンダレーに行くと、王宮の建物は残っているものの、観光地と呼ぶには荒れ果て

ていて、胸が痛みます。

どちらがよいかと聞かれると、答えは言うまでもありませんね。

国の外にでて、外から自分の国を見ると、日本の良さや自分のアイデンティティを嫌でも痛感します。

目に見えるアイデンティティは、赤い表紙のパスポート。このパスポートを持っている安心感は、たった一人で海外に行った者でなければ、実感できないかもしれません。

一方、目に見えないアイデンティティは、天皇という存在ではないでしょうか。法律的にも天皇は象徴ですが、法律などで規定しなくても、天皇は日本人のアイデンティティの象徴です。

そしてその象徴たる存在が、天皇陛下一個人のお覚悟に依存しているのだということを、式典を見ながらしみじみと感じたのでした。

天皇陛下ほどではないけれど、もちろん私たち一人ひとりも、何らかの使命を持って生まれてきています。いま試験に向けて勉強している皆さんにも、その資格を取るべき使命が間違いなくあります。

もちろん、天皇陛下に比べたら、自分のストレスなんて小っちゃい、小っちゃいものです。

でもツライときは、今日の天皇陛下のお顔を思いだして、また頑張ろうと思える、そんな素敵なお姿があったのでした。



天皇陛下御即位記念トラディショナルフルーツケーキ(東京會館)

**令和元年 10月10日 発売!!**

**相続・贈与と生命保険をめぐる  
トラブル予防・対応の手引**

共著 中込 一洋(弁護士)、遠山 聡(専修大学法学部教授)、  
原 尚美(税理士) 新日本法規出版 4,500円+税

民法・保険法・税法等の各分野に精通した専門家の共著による、相続税改正に対応した最新の内容です!【Q&A編】では、相続・贈与に伴い保険給付で問題となる場面を設定し、法務・税務の両面から解説。【事例編】では、相続・贈与をめぐる保険金請求権の有無等が争点となった重要な判例・裁判例を取り上げ、裁判所等の判断を紹介した上で「コメント」を加えています。是非、ご活用ください。

相続・贈与と生命保険をめぐる  
トラブル予防・対応の手引

共著 中込 一洋(弁護士)  
遠山 聡(専修大学法学部教授)  
原 尚美(税理士)

新日本法規